

氏名 (法人にあっては名称)	全農エネルギー株式会社
住所	東京都千代田区神田猿樂町1丁目5番18号(千代田ビル7階)

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	■小売電気事業 北海道・沖縄除く全国エリアにおいて、他社からの購入電源を用いてJAグループ施設への電力供給及び卒FITの買取を行っております。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	■電力供給に係る方針 供給するエネルギーの温室効果ガス排出係数を低減するために、排出係数の低い発電設備からの調達、再生可能エネルギー発電の開発、卒FIT電力の買取に取り組みます。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績(2023年度)	0.533 (kg-CO ₂ /kWh)	0.538 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標(2024年度)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標(2026年度)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標(2034年度)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) 再エネ電源の開発、卒FIT電源の買取により、排出係数低減に努めます。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(基礎二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	— (千kWh)	— (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	短期目標 (2026 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	太陽光等の再生可能エネルギーからの導入を検討しております。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	— (千kWh)	— (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	短期目標 (2026 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	再生可能エネルギー由来の発電電力の調達を検討しております。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	廃棄物発電の入札等への参加を検討し、利用率の向上に努めます。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	弊社は火力発電所を保有しておりません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	お客様にて電気使用量を確認できるシステムを導入することで、お客様と共に省エネ・温室効果ガスの低減に取り組みます。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	社内に「省エネルギー推進委員会」を設置し、社内全体のエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均 1 パーセント以上低減させることを目標とし、会社および全従業員が省エネに取り組んでおります。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除いたものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除いたものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。